

○南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則

平成26年 9 月 30日 規則第28号

改正

平成28年 3 月 31日 規則第32号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市帰還支援一時宿泊所条例（平成26年南相馬市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部屋数)

第2条 南相馬市帰還支援一時宿泊所（以下「一時宿泊所」という。）の部屋数は、雇用促進住宅北長野宿舍の16住戸以内で市長が別に定める。

(附属設備)

第3条 一時宿泊所に備え付ける設備は、別表に掲げるとおりとする。

(使用手続)

第4条 条例第5条第1項の規定により、一時宿泊所の使用許可を受けようとする者は、使用を希望する日の3日前までに一時宿泊所使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 市長は、一時宿泊所の使用を許可又は不許可とするときは、一時宿泊所使用許可・不許可通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により一時宿泊所の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して、一時宿泊所使用許可証（様式第3号。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

(使用許可内容の変更等)

第6条 使用者が、許可を受けた内容を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに一時宿泊所使用変更・中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、承認又は不承認を決定するものとする。この場合において、使用者への通

知及び新たな許可証の交付については、前条の規定を準用するものとする。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、条例第9条の規定により一時宿泊所の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止するときは、一時宿泊所使用許可取消等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（入所説明）

第8条 市長は、使用者に一時宿泊所、附属設備及び住戸の鍵（以下「鍵」という。）の取扱い等に関する説明（以下「入所説明」という。）をしなければならない。

2 市長は、前項の説明を終了した後に、鍵を配付するものとする。

（入所及び退去の手続）

第9条 使用者は、市長が指定する日時に入所説明を受けなければならない。

2 使用者は、鍵を受領したときは、一時宿泊所借受書（様式第6号）に署名しなければならない。

3 使用者は、一時宿泊所を退去するときは、市長が指定する日時に退去の検査に立ち会い、鍵及び許可証を返却しなければならない。

（遵守事項）

第10条 使用者は、一時宿泊所を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 借り受けた住戸、附属設備、鍵及び許可証を適正に管理すること。

（2） 電気、ガス及び水道を適正に使用すること。

（3） ペット等の生き物を持ち込まないこと。

（4） 危険物及び危険が発生するおそれのあるものを持ち込まないこと。

（5） 許可証に記載された使用条件並びに市職員及び一時宿泊所の管理を行う者の指示を守ること。

（毀損等の届出）

第11条 使用者は、一時宿泊所の住戸、附属設備及び鍵を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、指示を受

けなければならない。

（職員の立入り）

第12条 使用者は、職員が管理上の必要により入室を要求したときは、これを拒むことができない。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、一時宿泊所の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第32号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	備付けの設備等の名称	1 住戸に備 付ける数量	備考
1	エアコン	1	
2	冷凍冷蔵庫	1	
3	電子レンジ	1	
4	電気掃除機	1	
5	照明器具	4	
6	テレビ	1	
7	ガスコンロ	1	
8	ガス給湯器	1	
9	布団・枕	3	
10	折りたたみテーブル	1	
11	遮光カーテン	4	
12	防災ラジオ	1	
13	やかん	1	
14	耐熱コップ	3	
15	風呂用桶	1	
16	風呂用イス	1	
17	清掃用具	1	
18	消火器	1	

